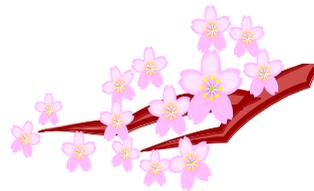


はっする



福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

風疹抗体検査 無料で

平成 24 年から平成 25 年にかけて全国的に流行した風しんへの対策として、県は妊娠を希望する女性を対象に 4 月から来年 3 月末まで、風しんに対する十分な免疫を持っているかどうかを確認する抗体検査を無料で実施します。

- ☆ 事前に実施医療機関への連絡と、健康保険証等現住所を確認できるものが必要です。
- ☆ 免疫が不十分な方には予防接種をお勧めしています。
- ☆ 詳しくはこちら

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/koutaikensa.html>

【対象者】

以下のすべてが当てはまる方

- ・福井県内に住所がある。
- ・妊娠を希望（予定）している。
- ・明らかに風しんの予防接種歴がない。
- ・過去に風しんの予防接種歴がない。
- ・過去に妊婦健診等で、風疹の検体検査を受けたことがない。
- ・検査の結果、抗体価が低い場合、予防接種を希望する。

指定薬物の所持等の禁止 ～ 薬事法一部改正 ～

- ◇平成 26 年 4 月 1 日から指定薬物の所持、使用、購入、譲り受けが禁止されました。
- ◇違反した場合、3 年以下の懲役か 300 万円以下の罰金、またはこれらが併科されます。

違法ドラッグに含まれる成分のうち、幻覚等の作用を有し、使用した場合に健康被害が発生する恐れのある物質を「指定薬物」として薬事法に基づき指定（1,300 物質以上）し、規制がされていました。

これまでの薬事法では指定薬物の所持、使用等について特段の規制がなく、指定薬物を含む違法ドラッグを安易に入手し使用する事例が数多く報告され、急性毒性や「依存性症候群」等の精神症状を発現した事例、交通事故等による他者への危害事例が頻発しています。

このような状況に対応し、この改正により、新たな乱用薬物の根絶を図るため、指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止することとなりました。

就任あいさつ

若狭健康福祉センター 医幹 ^{くずみ}久住 ^{けんいち}健一

5 年間にわたり当センターに在籍された 四方 啓裕 先生が福井健康福祉センターへ異動となり、医幹としては新米である私が後任として着任しました。

微力ではありますが、地域の健康全般に積極的にかかわって行きたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひします！

福井県感染症発生動向調査速報 (第10週 H26年 3月 24日～第13週 H26年 3月 30日)

- 2 類:結核 8名 (2名)
- 3 類:腸管出血性大腸菌感染症 3名 (0名)
- 4 類:A 型肝炎 3名(1名)、レジオネラ症 1名(0名)
- 5 類:侵襲性肺炎球菌感染症 3名 (0名)
- 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 1名(0名)

* ()内は若狭管内の発生

[発信者] 若狭健康福祉センター
地域保健課 高橋・宮下
TEL : 0770-52-1300 FAX:0770-52-1058
メール : w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
※ご意見ご感想をお待ちしています。